

厚生委員会報告資料【追加】

令和元年8月21日

| 報告事項件名 | 頁 |
|--|---|
| (1) 【追加】足立区応急小口資金条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・ | 1 |

(福 祉 部)

厚生委員会報告資料

令和元年8月21日

| | |
|--------------|--|
| 件名 | 【追加】足立区応急小口資金条例施行規則の一部改正について |
| 所管部課名 | 福祉部福祉管理課 |
| 内容 | <p>足立区応急小口資金条例施行規則の一部を改正したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 改正内容 以下のいずれにも該当する場合、連帯保証人の要件を外すこととする。 (1) 貸付けの理由が家庭用のエアコンディショナー、電気冷風機、電気冷風扇（以下「エアコン等」という。）の購入であること。 (2) 貸付金額が10万円以下であること。 (3) 現に使用できるエアコン等を保有していないこと。</p> <p>※ 詳細は別紙1のとおり。</p> <p>2 改正理由 熱中症対策として、エアコン等の購入に関する応急小口資金貸付について、連帯保証人の要件を外すことで、貸付けを受けやすい環境に整備する。</p> <p>3 施行年月日 令和元年8月20日</p> |
| 問題点 今後の方針 | 区ホームページに掲載するとともに、各区民事務所、各福祉課、福祉管理課でパンフレットを配布し、周知する。 |

足立区応急小口資金貸付条例施行規則 新旧対照表

別紙 1

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第1条 省略 (貸付の理由)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第2条第1項第7号ただし書に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>第3条～第12条 省略</p> <p>付 則 省略</p> | <p>第1条 省略 (貸付の理由)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第2条第1項第7号ただし書に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>次のアからウまでのいずれにも該当する者</u></p> <p><u>ア 貸付けの理由が第1項第4号に定めるもの(家庭用のエアコンディショナー(冷房機能のみのもを含む。)、電気冷風機及び電気冷風扇(以下「エアコン等」という。)の購入に限る。)であること。</u></p> <p><u>イ 貸付けを受けようとする資金の額が10万円以下であること。</u></p> <p><u>ウ 現に使用できるエアコン等を保有していないこと。</u></p> <p>4 省略</p> <p>第3条～第12条 省略</p> <p>付 則 (令和元年8月20日規則第17号)</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> |

| | |
|--|--|
| | <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の第2条の規定は、施行日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けについて適用し、同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。</p> |
|--|--|

【参考】

足立区応急小口資金貸付条例

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 確実な連帯保証人があること。ただし、貸付けを受けようとする者が規則で定める者に該当するときは、この限りでない。

(8)～(9) 省略